

社保審－介護給付費分科会
第52回 (H20. 7. 17) 資料 1-1

厚生労働省発老第 0717001 号
平成 20 年 7 月 17 日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣
舛添 要一

諮詢問書

(福祉用具貸与に係るサービス担当者会議及び介護保険施設等における感染対策委員会の見直しについて)

介護保険法（平成9年法律第123号）第74条第3項、第78条の4第3項、第81条第3項、第88条第3項、第97条第4項、第110条第3項、第115条の4第3項及び第115条の22第3項の規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正について、それぞれ別紙のとおり定めることについて、貴会の意見を求める。

(別 紙)

- 福祉用具貸与に係るサービス担当者会議については、「少なくとも 6 月に 1 回」から、「必要に応じて随時」開催することに改める。
- 介護保険施設等における感染対策委員会については、「1 月に 1 回程度、定期的に開催」から、「おおむね 3 月に 1 回以上開催」に改める。